

伊勢崎市耐震改修促進計画 概要版

はじめに

目的と背景

目的：だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的として策定します。

背景：平成7年阪神・淡路大震災を教訓として「耐震改修促進法」が制定されました。日本各地で大地震が頻発しており、県内でも大地震の発生が危惧されています。

計画期間

平成20年度～平成27年度（必要に応じて計画内容を見直します。）

対象建築物

昭和56年以前に建てられた住宅及び特定建築物等※を対象とします。

※特定建築物等とは・・・一定規模以上で多数の市民が利用する施設など（幼稚園・保育所小・中学校、社会福祉施設、体育館、デパート、事務所等）を指します。

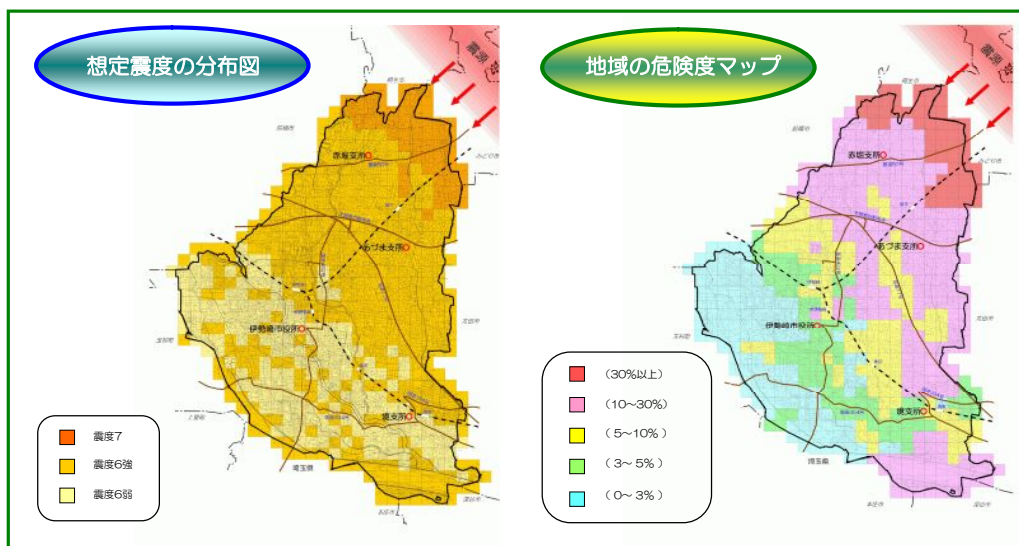
住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況

想定される地震規模・被害

本計画では、「柏崎―銚子構造線」で発生する「群馬県南東部地震（マグニチュード7.0）」の地震を想定します。

想定地震名	群馬県南東部地震
想定地震規模	マグニチュード7.0
想定震源断層	桐生市～館林市付近の柏崎―銚子構造線上 走向N54W、傾斜90度、長さ42km、幅21km、深さ5km

（伊勢崎市地域防災計画より作成）



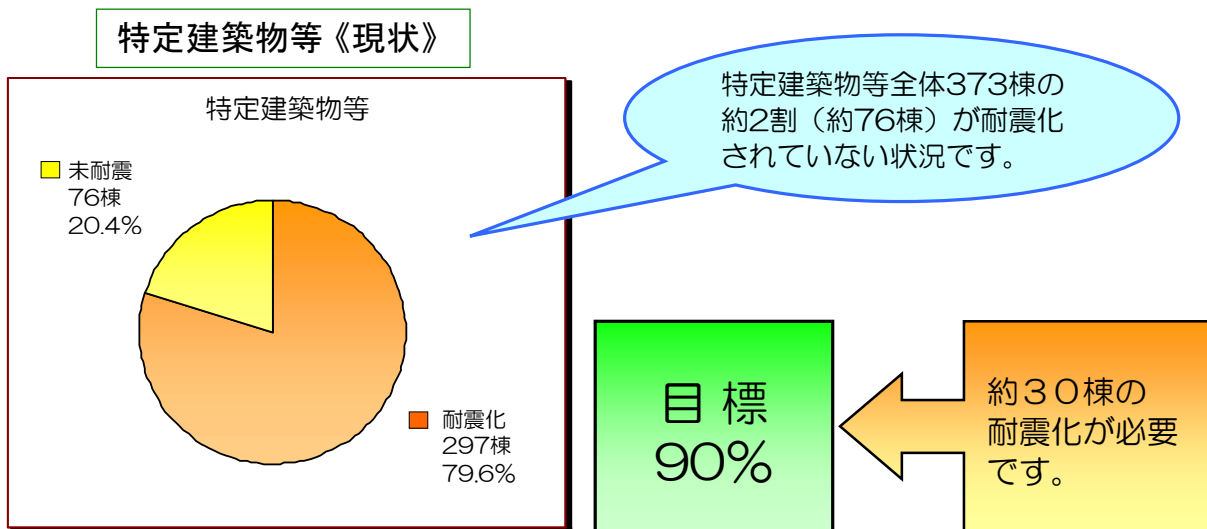
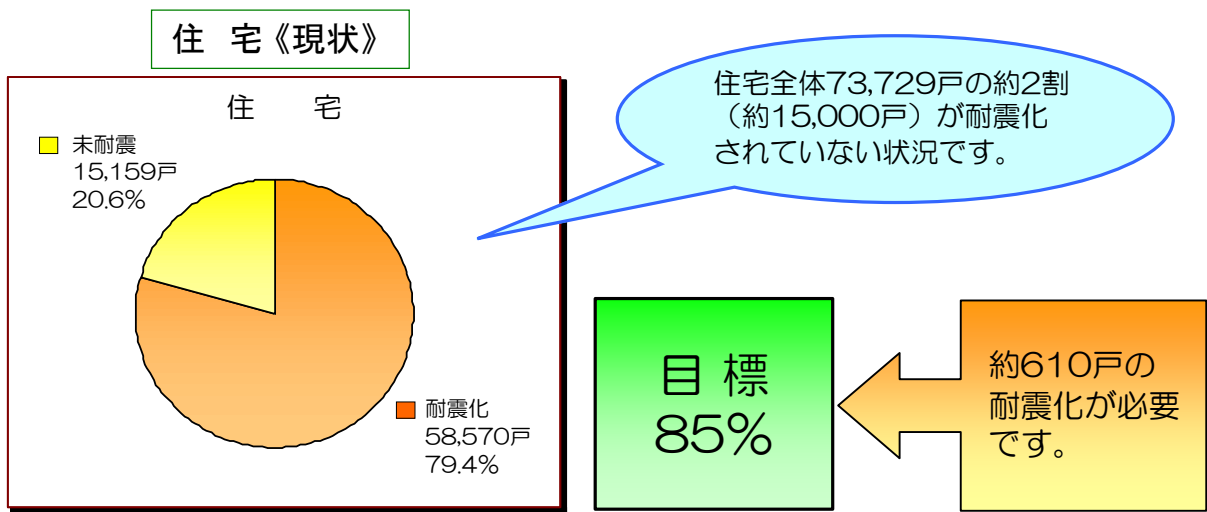
伊勢崎市における耐震化の現状と目標

耐震化の現状

- 伊勢崎市における住宅の耐震化率は、平成19年度における推計値で79.4%となっています。
- 多くの人々が利用する特定建築物等の耐震化率は、79.6%となっています。
- 市有特定建築物等（市庁舎、病院、消防署、学校等）の耐震化率は、73.0%となっています。
- 市有建築物全体（公共建築物）の耐震化率は、55.9%となっています。

耐震化の目標設定

- 平成27年度までの計画期間内における住宅の耐震化の目標は、85%とします。
- 平成27年度までの計画期間内における特定建築物等の耐震化の目標は、90%とします。



耐震化を促進するための施策

耐震化の促進に係る基本的な取り組み方針

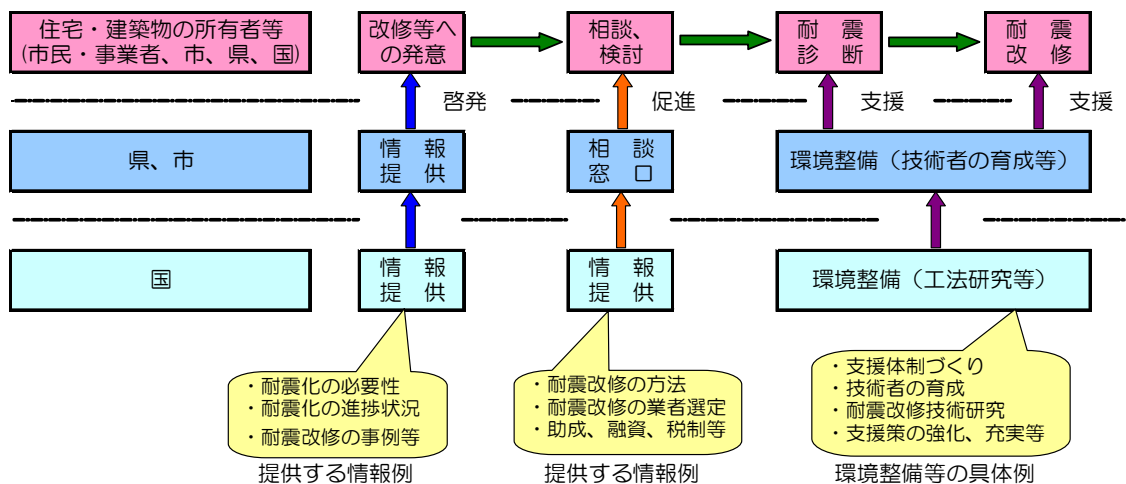
○住宅・建築物の所有者、市、及び建築関係団体の役割

- 1) 住宅・建築物の所有者等は自らの問題として意識を持ち、自発的に耐震化に取り組むことを基本とします。
- 2) 市は、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の創設など耐震化を促進するため必要な取り組みを総合的に進めます。

○市有建築物の耐震化の促進

市有建築物の耐震化については、災害対策や避難・救助を図るための重要な役割を果たす市庁舎、病院、学校等の施設を重要視し、計画的に進めます。

【耐震診断・耐震改修の促進イメージ】



耐震化に関する啓発及び知識の普及

○地震防災に関する情報の提供

- 1) 本市が実施する施策の充実を図るとともに、市民向けパンフレットを配布するとともに広報誌、インターネット等により情報提供の充実努めます。
- 2) 建築関係団体が開催する住宅・建築関連行事等幅広く活用し、耐震化の必要性について市民への情報提供の充実を図ります。
- 3) 計画策定と平行して伊勢崎市で想定される地震の「ゆれやすさマップ」と建築物の全壊率を示した「危険度マップ」の整備を進め、公表します。

耐震化を促進するための支援策

○耐震診断及び耐震改修に係る窓口の設置

リフォームや増改築時に耐震改修を実施することは費用及び工期の面からも効果的なものとなるため、耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実と各種相談を受け付ける相談窓口の利用促進を図ります。

○耐震診断及び耐震改修に係る助成制度

木造戸建て住宅の耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の負担を軽減するための施策の検討を進めます。

総合的な安全対策に関する取り組み

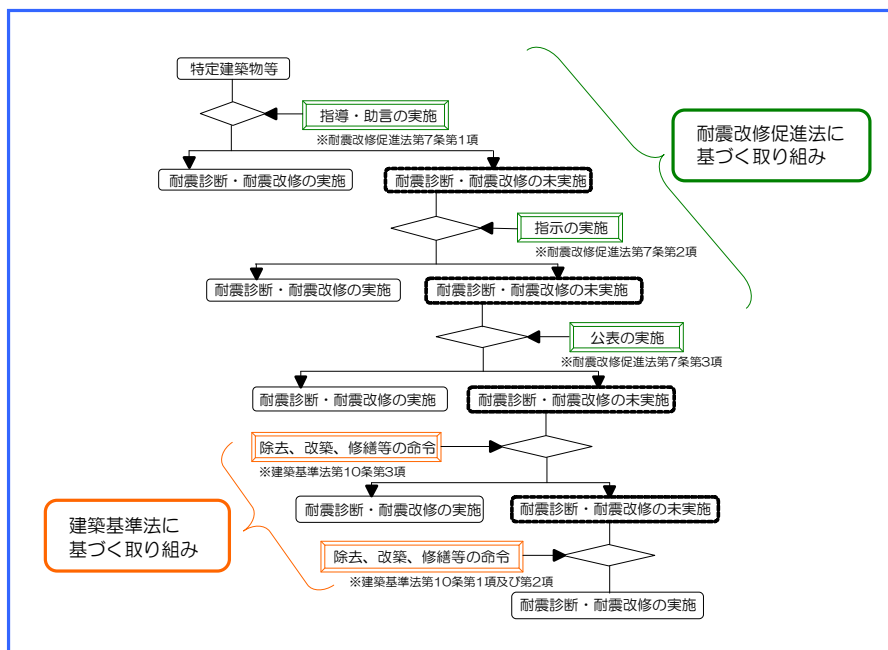
○下記事項に係る安全対策について推進します。

- ◆ブロック塀等の倒壊防止対策の推進
- ◆窓ガラス、外壁材、看板、天井等の落下防止対策の推進
- ◆エレベーターの地震防災対策の推進
- ◆家具の転倒防止対策の推進

特定建築物等の所有者に対する指導等の実施

- 特定建築物等の所有者に対して耐震診断・耐震改修を的確に実施することが必要と認められた場合は、当該特定建築物等の所有者に対して必要な指導・助言を行います。
- 一定規模以上の特定建築物等について、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・耐震改修が実施されていない場合には耐震改修促進法に基づき、当該特定建築物等の所有者に対して必要な指示を行います。
- 指示を受けた特定建築物等の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとして耐震改修促進法に基づきその旨を公表します。なお、公表にあたっては、当該指示に従わずに耐震診断・耐震改修が行われないことが、その利用者や周辺住民に対して危険性を明確にしたうえで行います。

【特定建築物等への指導・助言・指示などの流れ】



その他耐震改修等を促進するための事項

新築建築物の耐震化の徹底

○新築される住宅・建築物については、現行の耐震基準に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査を徹底します。

定期報告制度との連携

○建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、特殊建築物の耐震診断及び耐震改修の状況の把握に努めるとともに、地震発生時に落下の危険性のある窓ガラスや屋外看板などの安全対策についても指導を行います。